

広島県教育委員会会議録

平成26年2月26日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成26年2月26日（水） 15：15開会

16：28閉会

1 出席委員

大 野 徹
二 宮 皓
平 谷 優 子
佐 藤 卓 巳
細 川 喜 一 郎
下 崎 邦 明（教育長）

2 欠席委員

な し

3 出席職員

教 育 次 長 木 原 健
管 理 部 長 樽 谷 敏 治
教 育 部 長 佐 藤 隆 吉
参 与 高 田 英 弘
総 務 課 長 畦 地 博 之
秘 書 広 報 室 長 寺 川 和 己
教 職 員 課 長 諸 藤 孝 則
教 育 改 革 推 進 課 長 福 島 崇
義 務 教 育 指 導 課 長 北 川 千 幸
豊 かな 心 育 成 課 長 池 田 彰 夫

教育委員会会議臨時会日程

開催日時：平成26年2月26日（水）

15：15～

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	平成26年広島県議会2月定例会に追加提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	—
日程第3	第2号議案	今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定について	1
日程第4	第3号議案	広島県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について	4
日程第5	報 第1号	平成26年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	6
日程第6	報 第2号	教職員人事について	—
日程第7	報告・協議1	広島県いじめ防止基本方針（案）について	8

大野委員長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、二宮委員及び佐藤委員を御指名申し上げますので、御承諾願います。

本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思います。

いかがいたしましょうか。

二宮委員： 第1号議案は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものでありますし、また、報第2号は、人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思いません。

大野委員長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、ただ今の二宮委員の発議について採決します。

第1号議案の平成26年広島県議会2月定例会に追加提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、報第2号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び報第2号を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定について

大野委員長： それでは、第2号議案、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定について、事務局から説明をしてください。

広島教育改革推進課長： 第2号議案、今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画の策定につきまして、説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。「1 趣旨」にございますように、本年の1月中旬から2月中旬にかけて、県民意見募集を実施し、寄せられた御意見を踏まえ、最終案を作成したところでございます。本日は、県民意見募集の結果の概要及び計画の「最終案」について、説明させていただきます。

「2 計画(案)に対する県民意見募集の結果(概要)」にございます。寄せられた意見は、そこに書いてございますとおり、321件ございました。その下に主な御意見ということで5つ、類型化をしてお示ししております。

まず1つ目でございます。「海外留学＝グローバルではない。グローバル化をどう捉えるか分析すること。」という御意見でございます。それにつきまして、県としてどう考えるかということをお示ししておりますけれども、国内外のグローバル化に対応していくというためには、語学力、コミュニケーション能力とともに、日本人としてのアイデンティティーや異文化に対する理解力、あるいはチャレンジ精神等の育成が必要である。そういったことに幼少時から大学、社会人までを通じて取り組むことが必要であると考えており、計画案の本文にも、その趣旨で記載しているところでございます。

続きまして、中高一貫教育校についての御意見ですけれども、「中学校入学時に生徒が市外に流出しており、市内で高校段階まで教育を受け、郷土を愛する気持ちを育むために、市内の高校を中高一貫教育校にすること。」を求める意見がある一方で、その下にございますが、「トップリーダーやエリート教育が公教育の使命なのか疑問である。」という御意見をいただいております。事務局といたしましては、中高一貫教育校を新たに設置することによりまして、中高の継続的・計画的な教育課程、指導のメリットを生かすなど、特色ある教育活動を実施し、生徒一人一人の個性を伸ばさせ、県全体で多様な人

材を育成していきたいと考えており、計画案の本文にも、その趣旨で記載しているところでございます。

それから、次に、「1学年1学級規模の全日制高校について、学校活性化地域協議会を設置することは評価できる。」と、これについては、地域の意見が反映できる、時間的猶予があるなどを理由に評価できるという御意見でございます。

次に、「学校の統廃合を実施しないこと。小規模校は、きめ細やかな教育ができる。あるいは高等学校の廃止により、地域が衰退したり、遠距離通学が強いられたりする。」という御意見でございます。この意見は、計画案において学校の統廃合について記載する部分に対するものでございます。事務局といたしましては、そこに書いてございますが、選択幅のある教育課程、あるいは生徒が互いに切磋琢磨できるような環境という観点から、一定の学校規模が必要であると考えております。また、学校の配置の検討に当たっては、公共交通機関の状況、あるいは生徒の通学時間等を勘案するとともに、1学年1学級から3学級規模の学校につきましては、学校間の連携を実施するとともに、1学級規模の学校について、学校活性化地域協議会を設置し、地域をあげて学校の活性化に取り組むというように計画案の本文にも、その趣旨で記載をしているところでございます。

このような形で、321件の御意見につきまして、それぞれ県の考え方をまとめております。計画案に対する県民意見募集の詳細な結果につきましては、別紙3のとおりでございます。

なお、いただいた御意見につきましては、これから計画を実施する段階におきましても参考にさせていただきたいと考えております。

計画の最終案でございますけれども、「別紙1」に概要、それから「別紙2」に本編ということでお付けしております。この最終案につきましては、県民意見募集を行いました計画案から本文の内容に大きな修正はございませんけれども、表現上の修正、参考資料の追加等を行っているところでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等ございませんか。

佐藤委員： 質問でございますが、県民の方からいろいろ御意見をいただいたことに対して、県の考え方をここに記載されていますけれども、それぞれの御意見を出された方に対してのお返しとか、あるいは、そのお返ししたことに対して、御意見を出された方が、また、何らかの意見を出されたとか、そういうやりとりはあったのでしょうか。

福島教育改革推進課長： 県民意見募集ということで、電子メールあるいは郵送等で御意見をいただいたところでございますけれども、全ての方にそれぞれお返しをするのは、なかなか難しいと思っておりますので、ホームページに、この県の見解をまとめたものを公開して、お返しするという形をとっております。

二宮委員： 概要にもありますし、本編の1ページの最後にもありますが、10年間の計画ですので、おおむね5年間を目途として必要に応じて見直しを行うということで、それはそれで分かりますけれども、どういうことが想定されているかということが、多分、これを読まれただけでは県民の皆さんには分からないと思いますね。もし、こういう見直しが一つの在り方として考えられますので、5年たってから見直すとか、どういう感じでこのおおむね5年を一つの目安として見直しかについて、県民の皆さんに説明しておいてあげたほうがいいのではないかなと思いますので、質問をさせていただきます。

例えば、3年ぐらいたつと見直しのための準備委員会を設けて考えてみるとか、そういったような具体を紹介していただけますか。

福島教育改革推進課長： 国のほうも教育改革がいろいろ進んでおりますので、こういったものについて、こういった見直しが必要になるかというのは、なかなか予想がつかない部分がございますので、こういう組織を立ち上げて、こういうイメージでというところは、今持っていないところがございますけれども、この計画については、5年、5年ということでこれまで作って、見直しをしてきたところでもございますし、今回は、地域協議会の状況も把握をするということにしておりますので、そういった意見を内部で共有しながら、必要に応じてそこはうまく進めていきたいと思っております。

平谷委員： 10年間の計画で、おおむね5年間を目途として見直しをということですが、この計画の実施状況について、検討するという項目も多いので、例えば、この1年で、これは検討したけれどもここには手つかずであったとか、そういう実施状況の検証を行っていくというような、そういう仕組みについては、予定されているのかどうなのか、その辺りをお教えていただけますか。

福島教育改革推進課長： この中にある事項につきましては、学科、課程の見直しのようなものですか、あるいは統廃合に関するもの、いろいろな中身が入っておりますけれども、ある程度長期的にお示しをできるようなものについては、計画的に何らかの形で、例えば事業をやるとか、そういった形でお示しをできるようなものがあるのかなと思っておりますけれども、全ての事項について、この1年、何をするとということまでは、なかなか難しいかなと思っております。

平谷委員： 確かにいろいろな分野が多義的に盛り込んであって、それぞれの課題を踏まえて、進めていくべき方向性が書かれているのですが、これが5年間でどのように進んだかがスモールステップで見えずに、5年後にここをこう変えますというのでは、県民にとっても非常に分かりにくいと思いますね。ですので、これをこういう方向性でやりますということであるので、今年は何をやりますということは言えないにしても、今年は何をやりましたというところの報告と、それに向けて次年度どうしていくかというようなことについては、全体の年度ごとに出しているあそこに入るのかもしれませんが、これとの兼ね合いでどう整理するのかということが少し見えたほうが、分かりやすいのではないかなと思っております。今は意見として申し上げておきます。

細川委員： 今回の平谷委員の意見に関連しますが、1学年1学級規模の学校については、このように取り扱いますということが、概要では3ページにございます。その例えば学校活性化地域協議会でどういうことが出たとか、学校の現状が今どうなっているのかとか、地域の人々がどのように情報を得ることができるのだろうかということが、懸念されます。どこにも出ないのだったら、誰に聞いたら分かるのかということになりますし、ある日突然、学校活性化地域協議会で統廃合と決定しましたというようなことになるのか、それとも逐一そういうものが開かれた時に、情報が地域の住民などに与えられるのかということをお聞かせいただきたい。

福島教育改革推進課長： 学校活性化地域協議会につきましては、それぞれの地域のほうで、これから設置に当たって検討を進めていただくということになると思います。その地域協議会で、例えば、議論する内容についてどこまで公開をするのか、どんな資料を使うのかということについては、基本的にはそれぞれの地域協議会の中で、まず議論をいただくことだと思いますけれども、県としましては、それぞれの地域協議会でどんな議論が行われて、どのように進捗しているのかということを知りやすく把握するために、例えば、ホームページにリンクさせるとか、それぞれの地域の状況が分かるような工夫は考えていきたいと思っております。

大野委員長： ほかにございませんか。

では、私のほうから、委員の皆さんからの御意見をまとめるつもりはありませんけれども、やはり検証していくということで、この計画を金科玉条のように振りかざしていくようなものではなくて、プランして、それをドウして、次のチェックという部分をきめ細かくやった上で、より良いものにバージョンアップしていくというようなものにしていただきたいと思いますし、できれば公開という原則のもとで、県民の皆さんに十分に御理解いただけるようなことに気を付けていただきたいと思いますということが皆さんの御意見としてあったことと思いますので、その辺りに気を付けて取り組んで参りたいと思います。

ほかに御意見等はございませんか。

(な し)

大野委員長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

第3号議案 広島県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について

大野委員長： 続いて、第3号議案、広島県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について、事務当局から説明してください。

北川義務教育指導課長： 第3号議案によりまして、広島県子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について、御説明いたします。

本計画につきましては、2月7日の本会議におきまして、案をお示しし、御協議をいただいたところでございます。その際、委員の皆様方からは、大きく3点について御意見をいただきました。

まず、1点目として、乳幼児期からの取組に関しまして、「身近な各地域の取組についても触れてはどうか。」「誰もが参加できるような機会をつくるのが大切である。」といった御意見をいただきました。

このことを受けまして、まず、身近な各地域の取組として、9ページに「地域の乳幼児健診に参加し、親子で本に触れる体験の大切さを保護者に伝えている様子」や、28ページに「竹原市立竹原書院図書館の移動図書館の様子」などを掲載しております。

また、「誰もが参加できるような機会をつくるのが大切である」との御指摘につきましては、読み聞かせに関心がない、あるいは、まだ読み聞かせを行っていない保護者を対象に、『親の力』をまなびあう学習プログラム」を、乳幼児健診会場や産婦人科のマタニティクラス等において実施することを計画しておりますことから、こうした機会を積極的に活用して参りたいと考えております。

次に、2点目といたしまして、「読書通帳のような読んだ本を感想とともに記録する取組があるとよい。」「広島県の子供が全員持っている冊子のようなもので、残せる物ができるとよい。」といった読書の記録を残すことについての御意見をいただきました。

このことにつきましては、読んだ本を記録する取組を行っている学校が既にございますことから、これらの学校で取り組んでおられる読書記録の様式などを、4月23日の「子どもの読書の日」に合わせて、県教育委員会のホームページに掲載し、各学校における読書活動を推進する上での参考にしていただいたり、ダウンロードして活用したりしていただきたいと考えております。

次に、3点目といたしまして、「家庭で読書をする機運を高めてほしい。」「読書に関する全県運動をしてはどうか。」といった読書習慣の醸成に関する御意見をいただきました。

このことにつきましては、計画最終案の12ページを御覧ください。真ん中あたりの黒い点の2つ目でございますが、「子供の読書の習慣化を図るためにも、保護者が家庭において率先して読書をするなど、積極的な役割を果たしていくことが重要であることを啓発していきます。」という内容を追加したところでございます。

また、今回の計画策定に併せて、保護者が子供の読書活動の機会の充実や読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしてもらうような内容を掲載した保護者向けのリーフレットを作成し、保・幼・小・中・高等学校の公立・私立の学校に通う子供の全保護者に、4月に配布することとしております。

次に、1月27日から2月14日まで、本計画案に係るパブリックコメントを実施しましたことから、その意見概要及び県としての考え方について御説明いたします。

A3でとじております別紙「広島県子供の読書活動推進計画（第三次）（案）に係るパブリックコメントの結果について」を御覧ください。

県民の方々からは、計114件の御意見をいただきました。いただいた意見につきましては、「1 学校図書館について」、「2 公立図書館について」、「3 地域や家庭の読書について」、「4 計画の表現について」、「5 その他」の大きく5つに分けて整理し、県としての考え方をお示ししております。

いただいた御意見につきましては、計画案に反映できるものは、例えば、29ページの3行目からのように一部修正を行ったり、12ページのように追記を行ったりしております。

また、その他の御意見につきましても、今後、本県の子供の読書活動を推進していく上で、参考とさせていただきたいと考えております。

今後についてでございますが、各学校や図書館をはじめとする関係機関に本冊子を配布するとともに、県教育委員会のホームページにも掲載することとしております。

さらに、3月末には、市町、あるいは図書館等の関係者を集めて、本計画についての説明会を開催し、本計画のねらいや取組方針等について周知するとともに、市町の読書計画の策定につなげていきたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

佐藤委員： 本を読む動機付け等と、それをサポートする体制につきましては、これまで色々論じながら最終案に至ったわけですが、具体的に対象となる本そのものが各学校において十分充足しているかどうか、そういったところを確認されながら、読め読めといっても読むものがないとかいうことにならないように、この基本方針と合わせ持った形で、全ての要因がそろうようにお努めいただきたいということを意見として申し上げます。

平谷委員： 先ほどの読書通帳の件で、実施している学校の取組をホームページで御紹介されると伺いましたが、それにはその様式も掲載して、ダウンロードすれば読書通帳的に使えるようなものでしょうか。

北川義務教育指導課長： 今、先進的に取り組んでいるそれぞれの学校のほうから、読書通帳のようなもの、記録のようなものを取り集めることにしておりますので、それを見まして、参考となるような様式をホームページに掲載して、ダウンロードできるようにしていきたいと考えております。

平谷委員： それは非常にありがたいと思います。学校として取り組んでいただくのと同時に、家庭教育という視点で、保護者の方でそれを見て、プリントアウトして家で使ってみるといようなこともあったら良いと思いますので、そういう時にも使いやすいような様式を御準備いただけたらと思います。

細川委員： 計画の「はじめに」のところの下から4行目辺りに書いてございます、「目標の達成に向けて積極的に取り組んで参ります」というその延長線上に、例えば、体育でしたら子供の体力・運動能力の奨励賞的なものがある、良くなった学校をここで表彰していただきますが、読書においても、とつても取組が良い学校は、恐らく目標を達成されると思います。そういうところを県内の他の学校にも参考にさせていただけるような奨励賞的なものをお考えですか。

北川義務教育指導課長： 読書活動につきましては、国の表彰がございまして、県からいつも推薦しております。県といたしましては、特にそういった表彰ということは考えておりませんが、4つ目の柱になります、「本から学び自らの考えを深める」というところがございます「ことばの輝き」優秀作品コンクールで子供たちの読書感想文の部門を新設いたしますので、そこに子供たちの作品が出てきて、優秀作品については表彰していきたいと考えております。

細川委員： 17ページに庄原市立八幡小学校の宮沢賢治の本リーフレットという宮沢賢治の作品紹介という写真が載っていますが、実は私は、娘と岩手県花巻市の宮沢賢治記念館に行ったことがございます。もちろん地元ですから、とつても充実していて、宮沢賢治のことは全て分かるものがございました。出てくるレストランがそのままあったりしましたけれど、現実そういう土地土地と、宮沢賢治だったら宮沢賢治のそういうところと色々連絡されるとか、交流されることで宮沢賢治の本がもっともっと生きてくるのではないかなと感じますけれど、そういうところまでの取組を県教委として、例えば、八幡小学校でこういうコーナーがあるのでしたら御紹介されるとか、お薦めいただくとかということはお考えですか。

北川義務教育指導課長： 県のホームページの子供の読書活動のところ、それぞれの学校で優れた取組をしているものを紹介しております。その中でもこういったコーナーを作っているものや、先ほど出ました読書通帳のような優れた取組をしているところ、あるいは公立図書館、市町教育委員会が取り組んでいるもの、そういったものも様々紹介しておりますので、そういったものが参考になるかと思っております。

平谷委員： 目標と現状ということはずっと出されていますが、1つ前の議題にも通じますけれども、この目標の達成状況というものは、どういう形で公表していかれるのでしょうか。

北川義務教育指導課長： 目標でございますけれども、34ページ、35ページに指標一覧というところで載せております。この目標をどういったもので見ていくかということは、そこにお示しをしているところですが、例えば、「基礎・基本」定着状況調査であるとか、アンケートであるとか、そういったもので取組の状況を検証していきます。これは毎年1回、関係課、あるいは関係部局が集まりましてワーキング会議を実施しておりますので、そこで報告会を行います。そういったところで集約をしていくわけですが、公表ということにはございませんが、5年後のこの計画を見直す時に、検証をした部分については出てく

るということになると思います。

平谷委員：公表の数字なので、公表の仕方ということには、一定の配慮があるのかなと思いますけれど、特に1年間しっかり頑張ったというところは、褒めてあげるといような意味でも、できる公表は、ホームページなどで御検討されてはいかがかなと思います。今の意見として申し上げます。

佐藤委員：これも意見ですけど、昨今、アンネ・フランクの日記が破られたり、あるいはリトアニアの大使の伝記が破られたりしています。本そのものを粗雑に扱うという事件が起こっていますけれども、本に親しむ、あるいは読むということと同時に、本を大切にす、みんなと共有するものであるというところを、この最終案に盛り込むことは難しいでしょうけれども、補足の説明なりで、是非、各公立の図書館なり、あるいは学校の先生方から子供たちに伝えてほしいということは、当県としても活動していただければと思います。

大野委員長：ほかにございませんか。

それでは、私のほうから、これを推進していく時に、先ほどの指標があつて、その目標に向かってチャレンジしていただくということは、非常に素晴らしいことですが、あくまでも子供たちが本を読んで知識を付けて、その知識を将来にわたって、今度は知恵として行動に変えてもらうのが目的ですから、どれだけ読ませたということを経うのではなくて、やはり子供たちにどれだけ読書の楽しさを伝えたかということ、みんなできちんと取り組んでいきたいこの活動だと思います。

したがって、現場の先生方には、指導よりも、やはりこうしてみようよと支援をしていくということをお願いしたい。そして現場の先生方から、これをこうやったら良くなったという声をどんどん吸い上げて、みんなできちんとしていくことが、こういう読書運動を全県的に盛り上げていくことだと思いますので、私のほうから意見として申し上げておきたいと思います。

それでは、ほかに御意見ございませんか。

(な し)

大野委員長：それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長：全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報第1号 平成26年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

大野委員長：続いて、報第1号、平成26年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、事務局から説明をしてください。

畦地総務課長：報第1号につきまして、御説明申し上げます。

平成26年広島県議会2月定例会に提案されました、教育委員会関係の議案につきまして、知事から意見聴取が参りましたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、今回御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案は、1枚目資料の中ほどにございます「2 臨時に代理した事項」の(1)から(5)の5件でございます。資料に沿いまして順番に御説明いたします。

1ページを御覧ください。

まず始めに、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、広島市立広島中等教育学校が、平成26年4月1日に開校することに伴いまして、市町立学校職員の県費負担教職員の給与等について規定している関係条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、中等教育学校の前期課程に勤務する職員を給料表の適用職員に加えるとともに、義務教育等教員特別手当の支給対象職員に加えるものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

「広島県手数料条例等の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、最近の社会経済情勢の変動及び消費税法の改正などに対応して、行政財産の使用料などの額を適正な額に改正するため、一括して関係条例の改正を行うものでございます。

3ページを御覧ください。

教育委員会に関係するのは、「広島県総合グランド」及び「広島県立総合体育館」について、消費税率の改定に伴いまして、利用料金の上限額を改定するものでございます。また、後ほど御説明いたしますが、「広島県立美術館」についても、改定が行われます。

続きまして、4ページを御覧ください。

「県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、公立高等学校の授業料等の不徴収制度が廃止されまして、所得制限に伴う就学支援金制度が導入されることに伴いまして、県立高等学校の授業料等の額及び徴収対象者を定めるものでございます。なお、この制度は、来年度新たに入学する者から適用をされます。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思っております。

「広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、留学を志す意欲ある高校生に対しまして、留学を実施するために必要な経費の一部を貸し付ける奨学金を新設するものでございます。貸付額は、留学の期間が2週間以上3か月未満のものは上限20万円、3か月以上のものは上限50万円として、一括して貸し付けを行うものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

「広島県立美術館条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

この美術館条例の改正は、開館時間を午後7時まで延長していた曜日を、土曜日から金曜日に変更することにより、美術館の利用者に対するサービスの向上と効率的な管理運営を図るとともに、消費税率の引き上げに伴いまして、利用料金等の上限額を変更するものでございます。

県立美術館に関する事務につきましては、知事の補助職員等に対する広島県立美術館に係る教育委員会の権限の委任に関する規則に基づきまして、環境県民局長に委任しているところでございますけれども、美術館運営の基本部分である開館時間や利用料金等を変更するものでございますことから、同規則第3条によりまして、重要又は異例と認められる事務処理に該当するものとして、環境県民局長から協議を受けまして、2月7日の教育委員会会議定例会におきまして、当該協議に係る承認をいただいているところでございます。これに続く手続といたしまして、美術館条例の一部改正が、県議会2月定例会に提案されたものでございます。その提案に当たりまして、教育委員会関係の議案として、知事から意見聴取があったということでございます。

以上、これらの条例案の施行期日は、平成26年4月1日とされております。

議案は、8ページから順に掲載をしております。

いずれの議案も教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がないことから、同意することが適当であると思われましたので、教育長が臨時に代理し、同意する旨の回答をいたしました。説明は以上でございます。

御承認のほど、よろしく願いいたします。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等はございませんか。

二宮委員： 6ページの留学奨学金ですけれども、これは、希望すれば何人でも貸していただけるのですか。

畦地総務課長： 上限は設定しておりませんが、奨学金予算の範囲内で貸し付けるということになっております。

二宮委員： 利用者が少なければ、積極的に利用してもらって行ってもらうほうが良いという立場に立ったとすれば、借りにくいから使えないというように判断することも将来大切かと

思いますので、知事部局とも考えていただければと思います。

畦地総務課長： 今回の留学金の貸し付けにつきましては、留学を促進するという意味合いが大きくございますので、積極的に活用していただくよう広報活動に努めていきたいと考えております。

平谷委員： 私もこの留学奨学金の関係で幾つか教えてください。この貸付利率はどのようになっているのか。無利息なのかどうかということ、保証人としては、何人を求めておられるのかということ。あと、決められた年数の範囲内で償還を行うとありますので、一律ではないのかもしれませんが、どのぐらいの年数で償還を予定しているのか。この辺が借りやすいのか、借りにくいのかということの材料になると思いますので教えてください。

それと、最後にもう一つ質問ですが、日本政策金融公庫の融資実績を見ると、単純に割ってはいけないうちかもしれませんが、借入金を件数で割ると、1件当たり200万ぐらいは借りておられるように思います。そういうところからすると、今回の金額というのは、実際に子供1人を留学させようと思うと、一部としてもニーズと合っているのかなというところもあります。実際に借りておられる数字と、今回の制度の数字は一致していないところについて、将来的な展望がどうあるのかということも教えてください。

畦地総務課長： まず1点目の奨学金の貸付利率でございますが、無利息でございます。それから、額について、十分ではないのではというような御質問だったと思いますけれども、現在の奨学金制度の対象について、枠を留学生にまで広げようということございまして、全体の奨学金制度の中のバランスということで、この額が今のところ良いのではないかと考えておりますけれども、将来的に留学費用の増とか、実際に行かれる方が増えるとかという時に、その費用負担をどうするかということについて検討をしていかなければいけないかと考えているところでございます。

大野委員長： あと、償還期間、保証人は何名必要かについては、どうですか。

畦地総務課長： 償還期間は、10年以内の期間において、基本的には規則で定めるということになっておりますので、その期間の中で償還をしていただくという形になろうかと思います。

平谷委員： 通常の県の貸し付けは、保証人が必要です。そのことで私の業務で借金問題に関わってくると、非常にそことの兼ね合いで苦勞するということが時折あるので、この件ではどうなのかなと考えています。

畦地総務課長： すみません、確認をさせていただきます。

佐藤委員： 最後の県立美術館条例の一部改正の条例案についてですが、同じような施設で県立歴史民俗資料館、歴史博物館とありますけれども、そちらは今回の消費税の変更に伴う改正はあるのですか。

畦地総務課長： 今回の消費税率の改正に伴う県立歴史博物館、歴史民俗資料館の改正予定はございません。

大野委員長： ほかにございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

大野委員長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 広島県いじめ防止基本方針（案）について

大野委員長： 続いて、報告協議 1，広島県いじめ防止基本方針（案）について、事務当局から説明をしてください。

池田豊かな心育成課長： 報告・協議 1，広島県いじめ防止基本方針（案）について報告いたします。

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」は、第12条において、地方公共団体は、いじめの防止等の基本的な方針を定めるよう努めるものとしており、このことを踏まえ、広島県では、「広島県いじめ防止基本方針」を策定することといたしました。

この県の基本方針は、私立学校を所管する知事部局と連携した上で、一つの基本方針としてまとめる必要があることから、本日は、教育委員会としての案を御協議いただくものでございます。

策定に当たっては、国の基本方針を参考としつつ、市町教育委員会、PTA連合会、校長会、関係機関等の意見を伺うとともに、私立学校を所管する環境県民局学事課との協議を行っております。

本基本方針では、広島県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方や、県における具体的な取組、学校における取組、いじめによる自殺等の重大事態への取組などについて示しております。

県の基本方針の特徴は、いじめの未然防止に当たって、子供たちが自律し、自らいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、「3 広島県におけるいじめ防止対策の基本的な考え方」において、「児童会・生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童生徒の主体的な活動を支援する」ことを示した点です。

また、「4 広島県におけるいじめ防止等に関する取組」において、広島県が独自に条例により設置する第三者の専門家で構成される重大事態の調査機関、「広島県いじめ問題調査委員会」の設置について示しております。この委員会は、学校や設置者が行った重大事態の調査の結果に対して、広島県知事又は広島県教育委員会が、調査が必要と判断したものについて、公平性・中立性を確保した調査を行うものであり、県立学校と私立学校のいずれの調査も行える点が特徴でございます。

今後、いただきました御意見を踏まえ、知事部局と調整した上で、県の基本方針を策定し、市町教育委員会をはじめとする関係機関と連携しながら、いじめの防止のための対策を効果的に推進して参りたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

大野委員長： ただ今の説明に対して、御質問又は御意見等ございませんか。

佐藤委員： いじめについては、市町も県も、あるいは他の都道府県で、違い、特異性というものが、それぞれにあるわけではないと思いますけれど、県独自のということでもありますから、他県、あるいは他の市町教育委員会等のお考えもよく調査していただいて、良いものは取り入れていく姿勢を、是非、お持ちいただきたいということを意見として申し上げます。

二宮委員： 基本方針の中で、特に1ページの最後の児童生徒の主体的な活動を支援するというところで、それが4ページの上から2行目、(4)児童生徒の主体的な活動の支援ということでその中身が書いてありまして、これはとっても期待したい。なかなか撲滅できないけれども、ここがうまくいくと本当に少しでも減る方向に近づけるのではないかということで、私は大変良いと思いますね。

他方で、児童生徒だけ、特に小学校では、児童会などだけに任せてしまうことの怖さがある。もちろん先生が背後にいらっしゃいますけれども、やはり生徒指導という観点で、児童会もよく見てあげないといけない。そうでないと子供は規則ということに非常に厳格になる時がありますので、諸刃の剣にならないようなことも、我々指導する側はしっかり見ていくということで、この効果を期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

細川委員： 1ページのいじめ防止対策の基本的な考え方で、(1)いじめの未然防止とありまして、起きてしまうのではなくて、その前で防止する段階でございますが、この前、私がある講演会でお話を聴いた中で、小学校、中学校あたりでしたら、是非、取り入れてみられたらどうかなと思うことが、ハイタッチ運動です。クラスの中で、朝登校したら皆さんがハイタッチをする。子供たちがそういうスキンシップをすることで、いじめの防止になり、誰かが除け者になるとかというようなこともなく、まとまるというようなことをおっしゃった方がいらっしゃって、地元の中学校でもそれは申し上げました。この方針の中にはそういう文言は入らないでしょうが、ひとつ御参考にしていただければと思います。

大野委員長： では、これを運用していく時の貴重な御意見として承っておいていただきたいと思います。

ます。

平谷委員： こういう形で対策が決まって、いよいよ動き出すということは、非常に大事なことだと思っております。

いじめの定義というのは、文科省は広く捉えているので、結局、生徒さんに気が付いてもらって、早期に対応するところから重大事案まで、様々あると思います。まずは学校でやっていくという方針は、私は間違っていないと思いますけれど、私のほうでも教育委員会の御助力もいただいて、何校かの学校に今年1年、いじめの防止というテーマでお話に行かせていただきましたが、やはり、同じ話をしても、先生からずっと言われていることと、知らない人がわざわざ来て、話をして帰るというのでは、受け止めが違うということを先生方から何度も同じように言われました。

ですから、ここの中にも学校、家庭、地域の連携ということはありますけれど、学校が主体的にやりつつも、学校以外の方が気付くこともたくさんありますし、学校以外から入って行って、違う視点で話をしていくと、子供たちが気付くこともたくさんあるので、この問題についても、学校だけではなくて、いろいろな機関、いろいろな立場の人としっかり横の連携をとっていただきながら進めていく。そういうみんなに対応していくということを改めて意識していただけたらなと思っておりますので、意見として申し上げます。

大野委員長： ほかがございませんか。

(な し)

大野委員長： それでは、委員の皆さん方からも御意見を頂戴しましたが、広島県いじめ防止基本方針(案)については、原案により進めていただくことでよろしゅうございますか。

(異 議 な し)

大野委員長： それでは、知事部局学事課のほうと一緒に進めていただくということで、私どもとしては、こういう原案でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について、審議を行いますので、傍聴者の方は退席をしてください。

(16:14)